



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6% www.team-6.jp

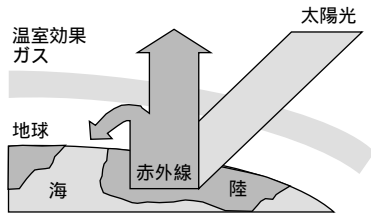
エアコン

室温は夏が28、冬は20に省エネ行動と省エネ効果
冬の暖房時の室温は20を目安に年間約1,170円の節約 原油換算13.64L
フィルターを月に1回～2回掃除年間約900円の節約 原油換算10.47L

家庭で始める地球温暖化防止活動

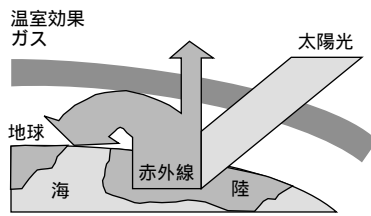


CO2など温室効果ガス=光はよく通すが赤外線(熱)を吸収する。



(図1)

さらに温室効果ガスが増加すると...



(図2)

地球温暖化のしくみ

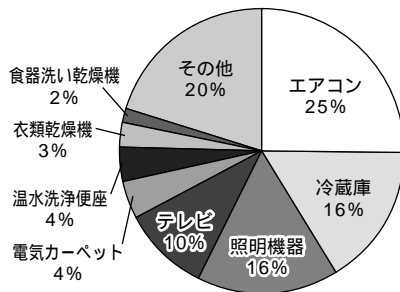
太陽に暖められた地面が放出する赤外線を大気中に含まれる温室効果ガスが吸収して大気を暖めています。温室効果ガスとは、地球温暖化の原因となる気体で、二酸化炭素やメタンなど6種類の気体です。その温室効果ガスの濃度が高まり、熱の吸収が増えると気温が上昇して、

地球が温暖化します。これが二酸化炭素を減らしましょうと叫ばれている理由です。

家庭での省エネのコツ

仕組みが分かったところで、次に家庭での省エネのコツです。家電製品の消費電力を知ることが省エネにつながります。左の円グラフで分かるように、家庭の電気の約7割がエアコン、冷蔵庫、照明器具、テレビに使われます。エネルギー消費効果の良い機器を選ぶことがあります。冷暖房の適正温度を守ったり、冷蔵庫のドアの開け閉めの回数を減らすなど、少しずつ無駄を省くだけで、毎月の電気代も変わってきます。皆さん是非実践してみてください。

家庭における機器別の消費電力量の比較



12月町議会定例会 一般会計補正予算など 9議案を原案可決



12月町議会定例会が12月5日(火)から7日(木)までの3日間開会され、一般会計補正予算など9つの議案すべてが原案のとおり可決されました。
スマートICアクセス
道路整備事業に950万円補正
12月定例会では、24、352千円増額する一般会計補正予算などが可決されました。
一般会計補正予算の主な内容

町長説明(要旨)

内閣府は、月例経済報告で我が国経済については回復しているとの基調判断を示しました。経済の先行きは、企業部門の好調さが家計へ波及し、国内民間需要を支えられた景気回復が続くと報告されました。
安部内閣が誕生し、佐藤新知事による県政がスタートしました。活力ある県土づくり、連携と協働の地域社会形成に大いに期待するものであります。
いじめが大きな社会問題となっています。現状を把握し、改めて対応を協議しました。早期発見と早期対応に努め、学校や保護者と連携した支援や対応に万全を期して参ります。
陸上競技全国大会での中学生の活躍が町の明るい話題となり

は、鏡石パーキングエリアに設置が進められているスマートインターチェンジに係るスマートインターチェンジアクセス道路整備事業に950万円、第二小学校管理備品購入に265万円などとなりました。
その他では、介護保険特別会計、工業団地事業特別会計、駅東第1土地区画整理事業特別会計など5つの特別会計、上水道事業会計の補正予算が可決されました。
町の主要事業の執行状況ですが、東北自動車道・鏡石パーキングへスマートインターチェンジを設置する事業につきまして、社会実験準備会を設立し、認可を受けるための実施計画書を国へ提出し、実施に向け万全を期しております。
現在、第一小学校体育館改築工事が進んでおり、2月末の完成に向けて予定とおり工事が進んでおります。
その他、成田地区県営ほ場整備事業、高久田一貫線の道路改良、介護保険事業など順調に進捗しております。

何が変わるの？

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱となるのが、今回の「税源移譲」となります。税源移譲とは、所得税(国税)が減り、住民税(地方税)が増えることとなります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

どう変わるの？

この税源移譲によって、所得税は、平成19年1月分から現在の4段階の税率が6段階に細分化されます。住民税は、平成19年6月分から現在の3段階の税率から一律10%になります。税源の移し替えなので、所得税と住民税を合わせた税負担は基本的に変わることはありません。

平成19年から所得税が変わります

定率減税が廃止されます

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。
所得税は平成19年1月分から、住民税は平成19年6月分から廃止されます。

給与所得者の皆さんへ

国の税源移譲により、所得税が今年1月から減り、その分6月から住民税が増えることとなります。

平成18年
所得税：平成18年1月から税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)
住民税：平成18年6月分から税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

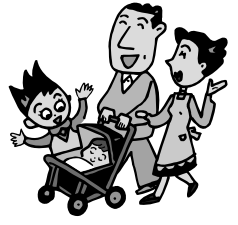
平成19年以降
所得税：平成19年1月分から廃止
住民税：平成19年6月分から廃止

モデルケース

夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)

	平成18年	平成19年
所得税	263,000円	165,500円
・定率減税	26,300円	
住民税	196,000円	293,500円
・定率減税	14,700円	
合計	418,000円	459,000円

子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。



モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円	0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	165,500円	293,500円	459,000円	0円

夫婦+子供2人の場合、子供の内人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止されるなどの影響があるにご注意ください。

